

**スーパー連携大学院コンソーシアム
研究会規程**

(目的)

第1条 研究会は、産学共同研究プロジェクトの企画・推進に関する調査研究を目的とし、その運営は本規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 研究会は、スーパー連携大学院コンソーシアムの理念に賛同し、前条の目的を遂行しようとする大学、企業、個人等により構成する。

(研究会設置)

第3条 研究会の設置を希望する代表者は、共同研究事業委員会委員長に研究会設置申請書（別紙様式1）を提出し、承認を得るものとする。

2 承認を得た研究会は、「スーパー連携大学院コンソーシアム〇〇〇研究会」と称するものとする。

(研究会設置期間)

第4条 研究会の設置期間は、5年以内とする。ただし、延長を希望する場合には、共同研究事業委員会委員長宛に延長願い（別紙様式2）を提出し、承認を得るものとする。

(研究会運営)

第5条 研究会の運営は、研究会自身において行う。ただし、会計に関する事務は原則としてスーパー連携大学院コンソーシアム事務局が行う。

2 研究会は、年度毎に事業報告書と決算書を共同研究事業委員会委員長に提出する。また期間終了時には成果報告書を共同研究事業委員会委員長に提出する。

(会費)

第6条 研究会は、研究会の運営に関わる経費を会費として徴収することができる。

2 会費額は、研究会毎に定めるものとする。

(運営費繰入金)

第7条 スーパー連携大学院コンソーシアムの運営費にあてるため、各研究会は、各年度会費総額の10%をスーパー連携大学院コンソーシアム会計に繰入れるものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月18日から施行する。

スーパー連携大学院コンソーシアム【研究会設置申請書】

1.研究会名称	
2.代表者	
3.設置期間	
4.活動目的・内容	
5.期待される研究成果	
6.研究会会費	予定： 円（年間） × 社
7.問合せ先	〒 TEL: FAX: e-mail:

別途、研究会参加者名簿（任意形式）を添付して下さい。

スーパー連携大学院コンソーシアム【研究会設置延長願い】

1.研究会名称	
2.代表者	
3.設置期間 (延長期間)	
4.延長理由	
5.変更事項	
6.問合せ先	<p>〒</p> <p>TEL: FAX:</p> <p>e-mail:</p>

別途、研究会参加者名簿（任意形式）を添付して下さい。